

パブリックコメントの意見要旨と区の考え方

整理No.	テーマ	ご意見	区の考え方
<b>第1章 計画策定の基本的考え方</b>			
1	障害者福祉に係る計画や施策の振り返り	過去策定した計画と推進した施策の過不足など、主に反省事項や計画通り実行できなかった施策などの統括や各個別事項の評価を数値的に見える化してもらいたい。	障害者計画の各施策については、毎年進捗状況の把握を行い、計画推進協議会で報告の上、ホームページに掲載しています。
<b>第4章 障害者福祉施策の方向と展開【江東区障害者計画】</b>			
<b>1 ともに支えあう地域社会の構築</b>			
<b>1 共生の基盤づくりの推進</b>			
2	障害者と健常者のコミュニティづくり	障害者と健常者が支え合い、助け合いができるコミュニティを。仕掛けを具体的に明示し、区民も巻き込んでほしい。	社会福祉協議会実施事業として下記のような事業を実施しています。 ①有償ボランティアによる生活支援(ふれあいサービス) ②高齢者や障害者、子育て家庭などの孤立を防ぐことを目的とした、地域住民同士の自主的な仲間づくり、居場所づくりの場の支援(ふれあい・いきいきサロン活動事業) ③障害者への区民の理解と当事者の社会参加の促進(障害者作品展、障害者作品バザー)
3	情報を把握しやすい仕組みづくりと障害者に対する意識の醸成	ダイバーシティを目標に掲げている江東区であるため、関係者以外にもよりオープンに情報をキャッチしやすい仕組みづくりを期待する。特に、子どもたちが障害者へ「配慮が必要だが特別でない」と意識をもってくれるとよいのではないかと。	障害理解及び障害者との意思疎通促進を目的として、小学5年生全児童にデジタル版パンフレットを配付し、各小学校の授業で活用しています。今後も引き続き、こどもたちの障害理解をすすめてまいります。
<b>2 相談・コミュニケーション支援の充実</b>			
4	知的障害者とのコミュニケーション	意思疎通支援は、例が身体障害のみで、知的障害のある人とのコミュニケーション方法に言及がありません。	区では、コミュニケーションハンドブックの配布を行い、知的障害のある方、聴覚に障害のある方、相手に意思を伝えることが難しい方の意思疎通支援を図っております。また、手話言語条例のリーフレットで身体障害、知的障害、精神障害などの障害特性とコミュニケーションに必要な配慮について周知しているところです。引き続き、それぞれの障害特性に配慮した情報提供手段の充実に努めてまいります。
5	オンブズマン制度の創設	相談・権利擁護等の相談体制について、行政と制度の利用者が何らかの紛争になった時の調停をするオンブズマン制度を創設すべき。	行政に対する苦情や要望につきましては、行政相談や人権相談などで受け付けているほか、法令に基づく不服申立制度によって、対応してまいります。
6	点訳のボランティア育成	ボランティア育成について、手話や音訳はある一方、なぜ点訳だけがないのか。	点訳ボランティアの育成については、ボランティアの方々方が育成に尽力されていることは認識しており、ボランティアの方々の活動のサポートについて検討してまいります。また、東京都で養成講習会を実施しておりますが、引き続き、他区の実施状況等を注視してまいります。
<b>2 自立した生活を支える支援の充実</b>			
<b>1 生活を支えるサービスの充実</b>			
7	障害者の子どもに向けた支援	今の自立支援の枠組みの中では、私自身の自立のための支援にサポート内容が限定されるため、子どもを着替えさせたり、離乳食をあげたりしていただくことはできません。私の病気は体調に波があり、今後自分のこともままならなくなった時に、夫が私の看病をしながら仕事と育児を両立することは難しいと思います。このような場合に利用できる有償のサービスがあれば大変心強いです。	一定の条件はありますが、居宅介護(家事援助)サービスにおいて、育児支援を行うことができる場合がありますので、区やサービス提供事業所にご相談ください。
8	リバーハウス東砂の短期入所・緊急一時保護の充実	リバーハウス東砂の短期入所では、医療的ケアを受けられないため、看護師の派遣を強く希望します。緊急一時保護事業では、看護師を派遣してもらっていますが、日数が短く、医療的ケアを必要とする障害児者には非常に使いにくいものとなっております。本当に緊急である場合には対応できていません。また、上限日数が2泊と短いため、個別により日数の延長等のご対応をお願いしたいです。緊急一時保護の受け入れを当日申込みからできるようにしてほしい。受け入れ先を増やしてほしいです。 ※同様の意見が4件	リバーハウス東砂の短期入所における看護師の配置は現時点での予定はありませんが、よりよい支援を提供することが出来るよう今後とも検討してまいります。 緊急一時保護につきましては、緊急または一時的に介護を受けることが困難になった際に利用いただくサービスであり、より多くの方にご利用いただくため、上限日数を2泊としています。リバーハウス東砂での受け入れ枠を拡大することは物理的な制約により困難な状況ですが、日数や利用可能日等については、今後の検討課題とさせていただきます。
9	交通機関の割引制度	発達障害者(児)に対する、交通機関の割引制度を導入してほしい。	現状、発達障害者(児)に対する、交通機関の割引制度はありませんが、他自治体の事例等を注視・研究してまいります。 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方については、都営交通の無料乗車証の交付、民営バス料金の割引等があります。

整理No.	テーマ	ご意見	区の考え方
10	グループホームの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>親の高齢化や親亡き後を見据え、グループホームの整備を区の主導で進めていただきたい。</li> <li>車いすで自立した生活を送ることができたり、重度障害者であっても入所可能なグループホームをぜひ実現していただきたい。</li> <li>現在通っている日中の通所施設をやめるとなると、これまでのコミュニティが無くなってしまいます。居住と通所を分けることで、風通しのよいオープンな日常になると思います。</li> <li>都の勧める東北地方への入所も交通費が負担です。 ※同様の意見が3件</li> </ul>	区では、牡丹三丁目都有地を活用し、重度障害者の方も入居可能な障害者グループホームの整備を計画しております。今後も、長期計画に基づき、障害者グループホームの整備に取り組んでまいります。
11	サービス全般の充実	どのような障害者(障害のある高齢者)でも無料で入所でき、無期限で安心して暮らせる障害者専用施設を増やしてほしいです。障害者の自立した生活を支える支援や医療、保健サービス、金銭面でのサポートを増やしてほしいです。	区では、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、長期計画に基づき、障害者グループホームの整備に取り組んでまいります。利用者負担額の軽減制度や、手当などの経済的支援については、法令等に従い適宜対応してまいります。
12	サービスの対象を外国人へ拡充	外国人に対するサービスの幅を広げてください。	障害福祉サービスの利用にあたり、国籍によるサービスの差はありません。
13	ヘルパーの質の向上	一部のヘルパーが仕事をいい加減にしている。時間より遅く来て、時間より早く帰ったり、床を濡らしたまま帰ったりしている。	東京都等が実施している各種研修の受講を推進するなど、サービスの質の向上に努めてまいります。
14	安心して生活できる場の確保	重度心身障害者で、てんかん発作が毎日のようにあり、現在どの障害者施設にも入所、入居できません。申し込んでも落選したり、断られたりしています。施設入所者の地域移行の以前に、まず基本的な居場所がありません。両親とも高齢です。障害が軽い方ばかりではありません。助けがあっても、グループホームで暮らすことができない人もいます。	区では、牡丹三丁目都有地を活用し、重度障害者の方も入居可能な障害者グループホームの整備を計画しております。今後も、長期計画に基づき、障害者グループホームの整備に取り組んでまいります。
15	障害者を介護する家族等に対する支援の目標や具体策	障害者を介護する家族等に対する支援の目標や具体策をお願いしたい。例えば、移動支援は事業者数に対し、利用者数がマッチしていない。利用者が利用したい時間(通学時)に希望が集中しているため、断られるケースが多い。実態を把握し、対応策を立てて欲しい。	家族・介護者への支援については、在宅レスパイト支援事業やショートステイなどを実施しており、利用者ニーズに基づき適宜対応してまいります。移動支援については、現在、都道府県の所定の研修プログラムによる認定を受けた民間事業者がヘルパー養成の研修を行っており、引き続き、都内、他区の実施状況等動向を注視してまいります。また、福祉のしごと相談会やことう若者・女性しごとセンターのセミナー開催などを通じて人材の確保を図り、事業者の充実に努めてまいります。
16	特別児童扶養手当の所得制限の廃止	特別児童扶養手当の所得制限を廃止してほしい。	特別児童扶養手当は国の制度であり、国の基準に従って実施しております。所得判定基準についても、区の裁量の及ぶところとはなっておりません。ご理解いただければと存じます。
17	公衆浴場の利用券支給	港区や新宿区では公衆浴場の利用券支給があり、江東区でもぜひ同様の支援があればと思います。	現状、利用券支給の制度はありませんが、引き続き他区の実施状況等動向を注視してまいります。また、江東区障害者福祉センターでは、重度の身体障害者で、自宅での入浴が困難な方を対象とした無料の入浴サービス事業を実施しています。区内6か所の福祉会館では障害者が介助者と一緒に入浴できる時間を設けております。(事前予約制、無料、毎週金曜日午後2～3時)
<b>2 保健・医療の充実</b>			
18	医療機関の設置	発達障害に対応した専門の医療機関を豊洲地区へ設置してほしい。	相談状況に応じ、専門医療機関等への紹介を行っており、現時点で新規施設の設置の予定はありません。
19	様々なサービスのコーディネーター	障害のある人は、福祉、医療を常に必要とする方が多いが、障害のある人にとってその住み分けが分かりにくい。そのため、申請や利用が大変である。区も全て別々の窓口で分かりにくい。申請や利用についてサポートしてもらえる人がほしいです。職員の方の説明では理解が難しいことが多い。精神障害や発達障害のある人には特に難しいと思う。	特定相談支援事業所において、障害に関するサービスなどを利用するにあたっての支援もしておりますので、ご利用ください。
20	申請のシステム化	重度の医療的ケアを必要とする人が在宅にいる際、申請のために外出するのも大変なので、システム化ができると良い。	申請のシステム化について課題と考えておりますが、現状では対応することができません。申請内容によっては、郵送での対応が出来る場合もありますのでご相談ください。
<b>3 就労と社会参加の推進</b>			
<b>1 雇用・就労の促進</b>			
21	作業所で製作された商品の販路拡大	障害のある方が作業をされている施設が身近にありますが、そこで作られている商品を近くのお店で見かける事はありません。障害のある方が製作された商品を身近なお店で手にとる事ができれば、地域の一体化が促進され、基本目標3「就労と社会参加の推進」がますます進むのではないかと思います。	就労継続支援B型事業所で製作されている自主生産品については、区役所内のるーくるおよび総合区民センター内のるーくる西大島で販売しているほか、各事業所によって、近隣のコンビニエンスストアや商店街、木場公園のミドリアムで販売しています。事業所が販路拡大できるよう、今後も自主生産品の販売促進などについて支援してまいります。

整理No.	テーマ	ご意見	区の考え方
22	就職支援	発達障害児、発達障害者の就職支援を行ってほしい。	障害者手帳を持っている発達障害の方については、障害者就労・生活支援センターにおいて、就労に関する支援を行っております。また、障害者手帳をお持ちでない場合は、東京都発達障害者支援センターを紹介しています。
23	がん患者に対する支援	がん患者も働きながら暮らしていけるように支援していただきたいです。	医療、生活、就労など、がんに関する様々なことを相談することができる、がんの夜間相談窓口を設置しています。また、がん治療による外見の変化があった方への支援として、ウィッグや補整下着の購入費助成を引き続き実施してまいります。
24	賃金の引き上げ	障害者が自立できるよう十分な給与がもらえる就労の拡大をお願いします。	給与については企業が就労内容に応じて設定しているものであり、区が関与することはできません。 なお、最低賃金法などの法律に抵触している場合は、労働基準監督署等へご相談ください。
25	障害の程度に左右されない就労の場の拡大	「障害の程度に左右されない」就労の場の拡大と明記して欲しい。	障害の程度に左右されることが無いよう、障害者それぞれが希望を叶え、個々の力を発揮して活躍できる働きやすい社会の実現を目指し、取り組んでいきます。
26	ソーシャルファームの支援	「就労等の活躍の場の拡大」に、東京都が行っているソーシャルファームの支援を加えてください。	特定の企業や団体への支援等は公平性の観点から、難しいものと考えております。
27	知的障害者の就労継続支援施設の拡充	知的障害者の就労継続支援施設の拡充をお願いします。コロナ禍で利用者の収入がさらに減少していると聞いています。	区として引き続き、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、利用者の工賃確保のため、施設の受注機会増大につながるよう障害者就労施設等からの物品調達を進めてまいります。
<b>2 地域における社会参加の充実</b>			
28	スポーツ活動による機能訓練の充実	障害者スポーツの推進により、機能回復を目指す場所と訓練を充実させる。医療連携が効果的だと思う。	各スポーツ施設では、障害者水泳教室や各種障害者スポーツの体験会を開催するなど障害者スポーツの推進に取り組んでいます。また、車いすの方が利用できるトレーニングマシンも導入しており、機能回復訓練としての利用促進にも努めています。
29	総合型地域スポーツクラブとの連携	江東区の総合型地域スポーツクラブのプラットフォームにより、スポーツとコミュニティを活用し、放課後クラブや体育授業に組み込んでいただけたらと思います。現在のテニスだけでなく、体育館で誰もが簡単にできるパドルテニスやボッチャ、グラウンドや公園でもできるモルックなどを通じ健康維持に努め、さらにはその場に集う健常者と障害者と交流していただくというスキームはいかがでしょうか。	引き続き区内4つの総合型地域スポーツクラブと連携し、障害者のスポーツ推進やスポーツを通じた健常者と障害者の交流促進に取り組んでまいります。
30	障害者をベースとした記載方法への修正	「障害のある人でも」とあり、ベースが健常者であるように読める。「障害がある人が」と主語にならないのは、後述の環境づくりにつながり、現実ではなくごまかしに見える。また、重度障害が対象外に読み取れ、計画の趣旨から逸脱しているのではないかな。	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条及び児童福祉法第4条で定める人を対象とし、「障害のある人」と定めております。計画の策定にあたっては、障害当事者や区民委員の参画する障害者計画等推進協議会や、地域の障害福祉サービス事業所、学校関係者などが参画する地域自立支援協議会などで協議いただくとともに、障害者団体への説明会などを通じて、当事者の意見を反映するよう努めています。
<b>4 配慮を必要とするこどもとその家族への支援の充実</b>			
<b>1 ニーズを踏まえた支援の充実</b>			
31	障害の早期発見・早期支援のあり方	早期発見、支援は分かるが、結局区分けして排除しているだけではないか。本人のためになっているのか。区分けするのであれば最後まで面倒を見てあげるべきだと思います。	保健部門としては、引き続きその方らしい生き方ができるよう、早期発見・必要な支援について相談支援を行ってまいります。あわせて、障害への理解を促進するための啓発活動についても継続してまいります。
32	障害児の通学手段の確保・支援	・別学区の小学校(情緒学級)へ転校予定で、自宅から転校先への通学は遠く、バス移動が必須です。親が登下校必ず一緒に行かなければならず、とても負担に感じています。週数回でも介助の方をつけていただくか、送迎サービスがあればとても助かります。 ・通学先が遠く、親子ともに負担で、就労できない。スクールカー、スクールタクシーの導入を希望します。(中央区で実施と聞いています。) ※同様の意見が2件	江東区では、知的発達遅れの無い自閉症・情緒障害のお子様を対象とした特別支援学級(自閉症・情緒障害固定)を南砂小学校のみに設置しており、通学対象は江東区全域となります。そのため、お子様の転学判断がなされた場合には、通学区域外のお子様は、その往復に関しては、保護者のご協力をお願いしております。 お子様や保護者にとって通学することが、ご負担となる場合があることについては、認識しておりますが、現在のところ教育委員会で送迎バスの運行の予定はありません。 江東区移動支援事業(障害者支援課)では、代替手段がないなどの事情に鑑み、特例として通学・通所での利用を認める場合がありますのでご相談ください。

整理No.	テーマ	ご意見	区の考え方
33	「自閉症・情緒障害特別支援学級」という名前	すまいる学級が「自閉症・情緒障害特別支援学級」となっている点が残念です。子どもはギフトド児であり、確かに集団行動は難しいのですが、「自閉症」となると幅が狭まり、同じ問題で悩んでいる親子が入級しづらくなると思います。たくさんの方に知っていただきたいですし、その子にあわせた学習内容を目指していただきたいです。	区立小中学校においては、障害者(児)への理解を深める取り組みを始めており、インクルーシブ教育を推進しているところです。また、教育委員会では、「江東区特別支援教育検討委員会」を設置し、特別支援教育の各種課題に対して検討していますので、いただいたご意見を共有させていただき、より良い環境の整備に努めてまいります。
34	5才児健診の実施	江東区で5才児健診は実施できないのでしょうか。発達障害などの早期発見につながると思いますし、グレーゾーンの子どもをもつ親は安心するのではと思います。	5歳児健診については、国の補正予算成立を受け、東京都において対応を検討中です。区としては、引き続き動向を注視してまいります。
35	扇橋COCOへの医師の配置	扇橋COCOに医師を配置してほしい。診断名がつかず就学の対応が遅れる。	こども発達扇橋センターに医師を配置する予定は現時点ではありません。診断については、お子様の状況を良く理解しているかかりつけ医にご相談ください。また、教育委員会でやっている就学相談は診断の有無を問わず、教育学的、医学的、心理学的な観点から学びの場の検討をしております。また、医師による面接も行っています。ご活用を検討ください。
36	親同士の交流の場の設置	こども家庭支援センターの催しで「発達ゆっくり、心配がある親子の会」など、不安を抱える人同士の交流や先輩ママの幼稚園や就学・療育などの話を聴くことができる場がほしい。	各子ども家庭支援センターでは、発達に心配のあるお子さんが子育てひろばでのびのび遊んだり、保護者同士が交流できるプログラムを実施しています。日程はセンターによって異なりますので、各センターへお問い合わせください。
37	子どもの集団生活での様子の把握と相談場所の充実	幼稚園・保育園での生活を見ていただけると助かります。日常や家での様子だけとなると、自分の子どもが障害があるかどうか分からないため、集団生活内の子どもが何をしているかを知りたいです。子ども同士のやりとりも見れず、先生方との面談も回数が多いわけではないので、普段のやりとりを見てくださる人がいると大変助かります。相談できる場所がもっと多く、気軽に行ける場所であれば悩む親も少なくなると思います。	教育支援課では、区立幼稚園からの要請により園児の支援方法等のアドバイスを行うため特別支援教育アドバイザーを派遣しております。同様に特別支援学校のセンター的機能の活用により巡回指導も行うことができます。また、区立幼稚園には、スクールカウンセラーを配置しており、こどもの行動観察を行い、教員への助言や保護者との相談を行っています。教育センターの教育相談では、発達の悩み等の相談も受け付けておりますので気軽にご相談ください。保育計画課では、保育所からの要請により、特別な支援を必要とする園児の観察・保育指導等を行うため、臨床心理士の資格を有する巡回指導員を派遣しております。保護者からのご希望があれば、巡回の際に面談を実施しておりますので気軽にご相談ください。江東区こども発達センターでは、児童発達支援事業、相談事業のほか、保護者からの申請により、保育園等に専門職員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援事業を行っておりますが、利用希望者が多く需要が高いことから、当事業の拡充について今後も引き続き検討してまいります。
38	通常学級の児童保護者への障害に対する理解促進	通常学級に通う児童の保護者に対して、知的障害や発達障害等、見えない障害について理解を深められるよう説明会をしてほしい。インクルーシブ教育を当たり前にするためにはまず親からだと思ふ。障害の早期発見にもつながると思う。	小学校入学前の年長児の保護者向けに発達障害について学習する学級を開設しています。今後は区立小中学校PTAなど社会教育関係団体が開催する地区家庭教育学級の実施例として紹介することを検討してまいります。
39	障害者へのいじめ対策	教師や職員、同級生からの障害者に対するいじめ対策をお願いします。	「区いじめ防止基本方針」、全校で策定している「学校いじめ防止基本方針」に基づき、すべての児童・生徒に対し、いじめ対策を推進してまいります。
40	学校に関する情報の発信	将来の就労を見据えて学校を選択することにあたり、学校一覧表が一目でわかる表などがあればよいと思う。江東区内の学校だけでなく、東京都(都立を選択の場合)の学校案内を江東区の教育委員会でも扱ってほしい。	区内の学校一覧は区ホームページおよび江東暮らしガイドに、都内の都立・公立学校一覧は東京都教育委員会ホームページに掲載されています。
41	専門家による必要に応じた支援学級の紹介	小学校では、親が子どもの状況を受け入れなければ、普通学級のまま過ぎてしまいます。学校の専門家が判断して、必要と認めれば支援学級を紹介するなど、子どもの状況に応じて適した教育を受けられる環境があると良いです。	区立小中学校では、定期的に、もしくは必要に応じて保護者面談等を通して、こどもに適した学びの場の検討を行っています。一方で、児童・生徒及び保護者の意向も踏まえ、障害の有無に制限を設けることなくインクルーシブ教育を推進しています。教育委員会では、「江東区特別支援教育検討委員会」を設置し、特別支援教育の各種課題に対して検討していますので、いただいたご意見を共有させていただき、より良い教育環境の整備に努めてまいります。
42	知的障害者の入所施設の拡充	知的障害者の家族の負担軽減のため、寮のような施設の拡充をお願いします。	長期計画に基づき、障害者グループホームの整備に取り組んでまいります。
<b>2 ライフステージに応じた支援の充実</b>			
43	特別支援学級の学区の廃止	特別支援学級の学区を廃止してほしい。通常学級であれば学校選択制度が使えることに対し、特別支援学級は対象外というのは平等ではない。住所にかかわらず最も近い学校に通えるようにすべき。住んでいる場所によって支援を受けるべき児童が支援を受けられずに生活することにつながる。	現在、区立小学校13校、中学校7校の知的障害特別支援学級を設置しています。通常の学校に比べ通学区域が広く通学の距離が長いなど課題があることは承知しています。学校選択制度はありませんが、例えば、児童・生徒の身体の状況や指定の学校までの通学の距離がかなり負担になるなどの場合は個別ケースでの配慮検討もしています。また、教育委員会では「江東区特別支援教育検討委員会」を設置し、特別支援教育の各種課題に対して検討していますので、いただいたご意見は共有させていただき、より良い環境の整備に努めてまいります。

整理No.	テーマ	ご意見	区の考え方
44	特別支援学級卒業後の進路	特別支援学級に通級した場合の進路についての情報がわかりません。不安です。	教育委員会もしくは特別支援学級を設置している中学校へお問い合わせください。
45	子どもの特性に応じた柔軟な教育支援体制	現在、普通学級に在学しているが、週に2回程度の特別支援学級に通いたかった。小学校区内に特別支援学級があれば、普通学級の授業を受けることもできる。知的障害があると、ひまわり教室に通えないなどの縛りが多く、子どもに合った支援や親の希望が通らないことが不満である。	教育委員会では「江東区特別支援教育検討委員会」を設置し、特別支援教育の各種課題に対して検討していますので、いただいたご意見を共有させていただき、より良い環境の整備に努めてまいります。
46	江東特別支援学校高等部の設備更新	都立江東特別支援学校高等部の設備が古いので、改築してほしいです。	いただいたご意見については、東京都に申し伝えてまいります。
47	インクルーシブ教育の考え方の再考	インクルーシブ教育が「障害児」の問題として捉えられているように思う。本来は共に学ぶことは障害の有無に関わらず全員に必要なことであるという視点が欠けていると思う。その考え方に立って、インクルーシブ教育の体制を考えてほしい。	区立小中学校においては、様々な障害をお持ちの児童・生徒が在籍しています。例えば、肢体不自由の方や医療的ケアの障害を抱えている方も通常の学級で学んでおります。発達特性による困難さがある児童・生徒も在籍の学級に適応できるように特別支援教室で指導を受けています。また、知的障害の特別支援学級の児童・生徒も個別の能力に合わせて通常の学級との交流及び共同学習を実施しています。保護者の意向も踏まえ、障害の有無に制限を設けることなく一歩一歩インクルーシブ教育の環境を整えているところです。
48	学校へのエレベーターの設置	全ての学校にエレベーター等が設置されていないので、計画化してほしい。	エレベーターは改築・大規模改修工事に併せて順次設置しています。
49	通常学級での障害のある子どもの教育	健常児も障害児も切り離さずに教育できることが大切なのではないかと思います。特別支援学級はとて手厚く先生がついてくださると聞きました。その方が通常学級に入って指導し、障害児をサポートする(通常の学級の授業は今まで通り行う)ことはできないでしょうか。このような取り組みをしている学校もあるようです。区として広めていただくことで、障害者(児)への理解が深まると思います。	区立小中学校においては、障害者(児)への理解を深める取り組みを始めており、インクルーシブ教育を推進しているところです。また、教育委員会では、「江東区特別支援教育検討委員会」を設置し、特別支援教育の各種課題に対して検討していますので、いただいたご意見を共有させていただき、より良い教育環境の整備に努めてまいります。
50	成人後の生活に対する支援	障害児が成人した後や保護者が亡くなった場合、1人での生活や障害の種類、程度に応じた対応(施設への入所等)をしてもらうことができるのか。	特定相談支援事業所を中心に、障害者支援課や関係機関と連携し、障害者が地域で安心して自立した生活ができるように支援を行います。また、金銭管理や意思決定が難しい方には、あんしん江東や障害者支援課で成年後見制度の利用援助を行います。
51	通所受給者証の利用者負担の上限額	通所受給者証の利用者負担の上限額が4,000円、37,200円と差が大きすぎる。他の手当等も考えても適切でないと思う。	利用者負担額につきましては、国の制度設計に基づき、所得に応じて4区分の負担上限額が設定されています。ご指摘の点につきましては、国の制度改正等注視してまいります。
52	放課後等デイサービスの充実	放課後等デイサービスの入りにくさを改善してほしい。	放課後等デイサービスの事業所のニーズの高まりへの対応について課題として認識しております。区では、民間事業者の新規参入を促して定員確保に努めてまいります。
53	放課後等デイサービスの所得区分の見直し	放課後等デイサービスの所得区分を見直してほしい。4,600円から37,200円は負担が大きすぎと感じる。気にせず利用できるようにしてほしい。	利用者負担額につきましては、国の制度設計に基づき、所得に応じて4区分の負担上限額が設定されています。ご指摘の点につきましては、国の制度改正等注視してまいります。
54	放課後等デイサービスの預かり時間の拡大	現在、放課後等デイサービスの長期休暇中の預かり時間がおおよそ10:00～16:00と短く、きつクラブを併用しているものの、きつクラブが小学6年生までであるため、中学生になった時の預け先がない。放課後等デイサービスの預かり時間の拡大をお願いしたい。	長期休暇期間中の放課後等デイサービスにおけるサービス提供時間について、事業者に対して利用ニーズ等情報提供を行い、ニーズに合った実施に向けて働きかけてまいります。
55	放課後等デイサービスの提供事業者への補助拡大	放課後等デイサービスにおいて、サービスの向上を行う条件として、事業者への補助拡大を明記してください。	事業所への補助については、運営実態や他区の実施状況等を検証し、適切かつ効率的な運営支援とする必要があるため、引き続き検討してまいります。

整理No.	テーマ	ご意見	区の考え方
56	施設内での重度障害者に対する支援	障害の軽度や重度が同施設に混在した場合、重度の子どもが放置されることなく対応してあげようようにしてほしい。	サービス向上に向けた、東京都や東京都の関連団体が施設職員向けに実施する研修に関する情報提供を適切に行うとともに受講を推奨してまいります。
57	家庭環境の改善	発達障害児の要因として、本人以前に家庭環境に大いなる問題があると思われます。児童に無関心で、公的サポートに預ければ良いと思っている、粗悪な家庭環境、衛生不良等の中で育つ児童ばかりです。児童ばかりでなく、親御さんともに療育が必要であると感じます。個の問題ではなく、社会的問題だと感じます。	養育困難な家庭については、関係部署と連携し、児童・保護者への支援を進めてまいります。
<b>5 安心して暮らすことのできる環境の整備</b>			
<b>1 安全・安心な生活環境の確保</b>			
58	災害時の避難所における対応	いつも大声が出てしまうため、災害時に通常の避難所では他の方に迷惑をかけるかとても心配です。その際の支援方法の検討をお願いします。	障害がある方が安心して避難所で生活できる環境の整備は重要と考えており、避難所のマニュアルの見直しや要配慮者専用の避難スペースの確保、資機材の充実、受け入れ訓練の実施などを検討してまいります。
<b>2 やさしいまちづくりの推進</b>			
59	木場駅のホーム拡張	やさしいまちづくりの観点から、木場駅の工事中止はとても残念です。狭いホームのため、車いすや杖をついた方は大変危険です。	東京地下鉄株式会社(東京メトロ)に対し、安全対策としてホームドアの早期設置を要望してまいります。
60	交差点の段差解消	電動車いすで歩道を走行中、十字路に段差があり乗り越えられない。道が車道に対し斜めになっておりバランスがとれない。	区道の交差点では、道路工事に合わせて、視覚障害者の方が車道と歩道の境目を認識できるよう、2cmの段差を設けて整備しており、その際は、車いすを利用する方が通行しやすくなるように、段差となるブロックの角を斜めにカットしたものを採用しております。引き続き、計画的に道路工事を実施し、車いすをご利用の方も安全で快適に通行できるよう、段差と歩道勾配を改善してまいります。
61	門前仲町駅のエスカレーター設置	地下鉄門前仲町駅で東西線、大江戸線の改札外の通路は階段しかなく、苦しんでおられる方を多々お見かけしました。緩やかなエスカレーターまたはエレベーターの設置をご検討願います。段差のないフラットなエスカレーターであれば尚良いと思います。	都営大江戸線を運行する東京都交通局及び、東西線を運行する東京地下鉄株式会社(東京メトロ)より、駅構内及び道路下に、エスカレーターやエレベーターを設置可能な場所がなく、設置は困難であると回答を受けております。区としては、引き続き東京都交通局及び東京メトロに対し、設置を要望してまいります。
62	豊洲4丁目の運河沿いの散歩道へ渡るスロープを緩やかに	豊洲4丁目の運河沿いの散歩道へ渡るスロープが急すぎて車いすだと渡ることができないため、緩やかにして渡れるようにしていただきたいです。4丁目にあるスロープはいずれも渡れません。	豊洲4丁目の運河沿いの散歩道の整備にあたっては、現地の状況を考慮したうえで「東京都福祉のまちづくり条例」に準拠し豊洲四丁目団地前にスロープを設置し、ワンルートを確保しております。現在、令和6年6月の開放に向けて東雲運河沿いの散歩道整備を行っており、新たなバリアフリー対応のスロープを設置することとしております。引き続き、散歩道の連続性を確保していくとともに、老朽化した施設の更新にあわせて、既存出入口のバリアフリー化も検討してまいります。
63	排除アートの撤廃	広場などにおける、仕切りや浅い座面で寛ぎを邪魔するベンチ(排除アート)は、みんなが心地よく過ごせる環境を損なっていると思います。江東区ではやめてください。	区立公園改修工事等の際には、東京都福祉のまちづくり条例に基づいたベンチを設置しております。なお、肘掛けは長時間横たわる等の独占利用を防止するために設置しておりますが、その他にも立ち上がりの際の補助や腕や肩の疲れの低減を図る効果など公園利用者の方が快適に利用できるために設置しているものです。今後も引き続き、公園利用者が平等に心地よく過ごせるように区立公園等の整備を行ってまいります。
64	段差解消やバリアフリートイレの整備	段差解消や公園等のバリアフリートイレ(大人用ベット等)の整備をお願いします。	公園改修工事にあたっては、東京都福祉のまちづくり条例に基づき段差解消等のバリアフリー化を実施しております。大規模な新設公園である(仮称)大島九丁目公園については、障害の有無にかかわらず誰もが遊べるインクルーシブ遊具や大人用ベッドが設置されたバリアフリートイレの整備を現在進めております。一方で、多くの区立公園は面積が小さいため、都市公園法に基づく建ぺい率の制限から大きなトイレの設置が困難であり、大人用ベッドを設置している公衆便所はありませんが、引き続き公園改修にあわせて周辺施設や地域のニーズ等を踏まえ設置を検討してまいります。
65	ごみを出すコンテナへの点字シールの貼付	ごみを出すコンテナに点字シールを貼ってほしい。	資源回収用コンテナは、耐久性(組み立て・折り畳み・積む)が求められることなどから、ご意見の点字シールも含め、資源種別を判別できる手法を調査・研究してまいります。

整理No.	テーマ	ご意見	区の考え方
66	不要な開発やPFIの悪用、公園の商業化の反対	バリアフリーを謳い、不要な開発やPFIの悪用、公園の商業化などを行うプロジェクトを計画したり、プロジェクトを正当化するために障害のある区民が利用されたりすることのないような区政を強く要望します。	都市計画マスタープラン2022に基づき、将来都市像『持続的に発展する共生都市』の実現に向け、適正な市街地整備の促進を行ってまいります。
67	自転車の走行場所を示す道路標示	江東区の人たちは自転車のマナーが悪いです。自転車は車と一緒に車道を走ることが普通だと思います。注意すると睨まれます。車道にわかるように目印をつけて欲しいです。	区としても自転車利用者への安全運転、ルール・マナーの意識向上啓発が重要であると認識しております。平成27年度に策定した江東区自転車利用環境推進方針に基づき、平成28年度から令和3年度までの6年間で、区道約114kmの車道上にナビマーク・ナビラインを設置しております。
<b>6 その他（第4章の全般に関して）</b>			
68	数値目標	施策の具体的な数値目標が必要だと考えます。	今回の計画から、基本目標ごとの成果指標を設定しております。指標は、障害者実態調査の調査項目から設定しており、「目標値」は、6年後の、次の計画策定時に合わせて実施予定の実態調査の結果として目指すべき数値として記載しています。
<b>第5章 目標値とサービス見込み【第7期江東区障害福祉計画】</b>			
<b>1 令和8年度の成果目標の設定</b>			
69	障害の程度ごとの目標値の設定	障害の程度ごとの目標値を定めて下さい。知的障害の方もサポートして欲しいです。	現状では、障害種別ごとの目標値を定めることは難しいと考えており、他区の状況等を調査・研究してまいります。
<b>2 サービス必要量の見込みと確保のための方策</b>			
70	福祉人材の確保	「障害福祉に携わる人材の確保、定着」が江東区が第一に考えるべき施策であり、そのための財源確保により、現場担当者の好待遇をまず実現させ、江東区を障害福祉の先駆的存在とすることをめざすべきだと考えます。まず福祉・介護職員処遇改善を実施し、これから社会に出る若者の就職先の選択肢の一つになるべく今から布石を打つべきではないでしょうか。	障害者施設職員の処遇改善については、介護報酬による加算や東京都の支援事業等により、取り組みが進められているところです。引き続き、国や都の動向を注視してまいります。
<b>第6章 目標値とサービス見込み【第3期江東区障害児福祉計画】</b>			
<b>2 サービス必要量の見込みと確保のための方策</b>			
71	見込み量の適正化	見込みは適切、かつ十分にしてください。	これまでの実績と傾向、社会情勢等を考慮し、適切に見込み量を設定してまいります。
<b>第7章 計画の推進に向けて</b>			
72	連携の範囲	区と区民・関係団体等との連携の推進について、どの範囲で必要になるのか。何を考えているのかよく分からない。	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を推進するにあたり、区、区民、障害当事者、障害者団体、関係団体、事業者などの地域を構成する様々な主体と連携、協力の上、取り組んでまいります。
73	具体的な評価、管理の設定	年度ごとの回数等、具体的な評価や管理を明記してください。	障害者計画の各施策については、毎年進捗状況の把握を行い、計画推進協議会で報告の上、ホームページに掲載しています。